

税率、控除等一覧(令和7年度)

1 税率

(1)均等割

市民税 3,000円 県民税 1,500円(あいち森と緑づくり税(500円)を含みます。)
※均等割と併せて森林環境税(国税)を1人年額1,000円を市が賦課徴収します。

(2)所得割

①総合課税分 : 市民税 6% 県民税 4%

②分離課税分

課税標準額	市民税	県民税
短期譲渡所得(一般分)	5.4%	3.6%
長期譲渡所得(一般分)	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
上場株式等の配当所得等	3%	2%
先物取引に係る雑所得等	3%	2%

2 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額				
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%いずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を受ける場合 特定一般用医薬品等購入費-12,000円(限度額88,000円)				
社会保険料控除等	支払金額				
生命保険料控除	区 分	支払った金額(A)		控 除 額	※旧契約とはH23.12.31以前、新契約とはH24.1.1以後に締結した保険契約。 ※一般生命保険料は①③の合計(限度額28,000円)…⑥ ※個人年金保険料は②⑤の合計(限度額28,000円)…⑦ ※生命保険料控除の適用限度額④⑥⑦の合計(限度額70,000円)
	旧 契 約 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料	～ 15,000 円		(A) 全額	
		15,001 円 ～ 40,000 円		(A) × 1/2 + 7,500円	
		40,001 円 ～ 70,000 円		(A) × 1/4 + 17,500円	
		70,001 円 ～		35,000 円	
	新 契 約 ③一般生命保険料 ④介護医療保険料 ⑤個人年金保険料	～ 12,000 円		(A) 全額	
		12,001 円 ～ 32,000 円		(A) × 1/2 + 6,000円	
		32,001 円 ～ 56,000 円		(A) × 1/4 + 14,000円	
		56,001 円 ～		28,000円	
地震保険料控除	地 震	～ 50,000 円		(A) × 1/2	※旧長期損害保険とは、H18.12.31までに契約を締結し、保険(共済)期間が10年以上の契約で、満期返戻金があるもの。 ※同一契約の場合は、どちらか一方を選択。(限度額25,000円)
		50,001 円 ～		25,000 円	
	旧 長 期	～ 5,000 円		(A) 全額	
		5,001 円 ～ 15,000 円		(A) × 1/2 + 2,500円	
障害者控除	普 通	26 万円	寡 婦 控 除	26 万円	
	特 別	30 万円	ひ と り 親 控 除	30 万円	
	同居特別	53 万円	勤 労 学 生 控 除	26 万円	
配 偶 者 控 除	配偶者の合計所得金額		本人の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48 万円以下	一 般	33 万円	22 万円	11 万円
配偶者特別控除		老 人	S30.1.1 以前生まれ	38 万円	26 万円
	480,001 円 ～	950,000 円	33 万円	22 万円	11 万円
	950,001 円 ～	1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円
	1,000,001 円 ～	1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円
	1,050,001 円 ～	1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円
	1,100,001 円 ～	1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円
	1,150,001 円 ～	1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円
	1,200,001 円 ～	1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円
	1,250,001 円 ～	1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円
	1,300,001 円 ～	1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円
扶 養 控 除	年 少 扶 養	0 円	H21.1.2 以降生まれ		
	一 般 扶 養	33 万円	H18.1.2 ～ H21.1.1 及び S30.1.2 ～ H14.1.1 生まれ		
	特 定 扶 養	45 万円	H14.1.2 ～ H18.1.1 生まれ		
	老 人 扶 養	38 万円	S30.1.1 以前生まれ		
	同居老親等扶養	45 万円	老人扶養のうち、控除を受けようとする人又はその配偶者の直系尊属で、そのいずれかと同居している人		
基 礎 控 除	本人の合計所得金額		控除額		
	2,400 万円以下		43 万円		
	2,400 万円超	2,450 万円以下	29 万円		
	2,450 万円超	2,500 万円以下	15 万円		

3 税額控除

●配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●寄附金税額控除

※対象となる寄附金は総所得金額等の30%まで

都道府県・市町村又は特別区への寄附金・・・①+	(寄附金額合計－2,000円)×10%・・・①
②	(寄附金額合計－2,000円)×(90%－所得税の限界税率×1.021)・・・②
日本赤十字社愛知県支部、愛知県共同募金会、 県・市の指定した団体への寄附金・・・①	※②は市県民税所得割の2割が限度額

●調整控除

ア 合計課税所得金額が200万円以下の方

次の①と②のいずれか少ない額の5%に相当する金額

- ① 下記の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ② 合計課税所得金額

イ 合計課税所得金額が200万円超の方

①の金額から②の金額を控除した額(5万円を下回る場合は5万円)の5%に相当する金額

- ① 下記の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控 除 の 種 類		金 額	控 除 の 種 類		金 額		
基 礎 控 除		5 万円	本 人 の 所 得 金 額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障 害 者 控 除	普 通	1 万円	配 偶 者 控 除	一 般	5 万円	4 万円	2 万円
	特 別	10 万円		老 人	10 万円	6 万円	3 万円
	同居特別	22 万円	配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 50万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
寡 婦 控 除		1 万円		50万円以上 55万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
ひとり親控除	父	1 万円					
	母	5 万円					
勤 労 学 生 控 除		1 万円					
扶 養 控 除	一 般	5 万円					
	特 定	18 万円					
	老 人	10 万円					
	同居老親等	13 万円					

●住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)

ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得等に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額。

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

●配当割または株式等譲渡所得割額の控除

特定配当所得または特定株式等譲渡所得を申告した場合、申告書に記載した配当割額または株式等譲渡割額が所得割額から控除されます。